

学術指導契約書

受託者大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と委託者株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 「学術指導」とは、乙からの委託を受け、甲の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する対価を乙が負担するものをいう。「学術指導」の内容には、技術指導、監修、コンサルティングなどが含まれる。

（学術指導の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の学術指導（以下「本学術指導」という。）を実施するものとする。

- (1) 学術指導題目
- (2) 学術指導目的
- (3) 学術指導概要
- (4) 学術指導に参加する者（別表1のとおり）
- (5) 実施場所
茨城県つくば市大穂1番地1
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 ○○施設

（職員の派遣）

第3条 乙は、乙の事業所に甲の職員の派遣を求めることができる。

（指導期間）

第4条 本学術指導の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（対価と支払）

第5条 乙は、本学術指導の対価として、甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに甲の指定する銀行口座へ振込みにより別表2に掲げる学術指導に要する経費を納付しなければならない。

2 乙は、前項の納付期限までに学術指導に要する経費を納入しないときは、納付期限の翌日から納付の日に至るまで年利3%の割合による延滞金を甲に支払う。

（安全管理）

第6条 甲及び乙は、自己が管理する場所に相手方の担当者を受け入れる際の安全について、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、善良なる管理者の注意をもって確保するものとする。

2 甲及び乙は、相手方が管理する場所に立ち入る際は、相手方が定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従うものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約により知りえた相手方の技術上及び営業上的一切の情報について秘密として保持し、相手方の事前の承認なくして第三者に開示もしくは洩らしてはならない。但し、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知公用とされていたもの
- (2) 相手方から開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの
- (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 法律、規則、政府ないしは裁判所の命令等によって開示が義務付けられたもの

(成果の発表)

第8条 甲又は乙が、本学術指導の成果の全部又は一部について発表しようとするときは、あらかじめ相手方と協議し、その同意を得るものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 本学術指導の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の過程を勘案の上、別途甲乙協議して決定するものとする。

(免責)

第10条 本学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が、第5条の対価の支払いを怠ったときは本契約を解除することができる。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催促後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 3 前項の規程により、本契約が解除された場合は、解除された者は解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、第4条に定める期間とする。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第8条及び第9条の規定については、本学術指導が終了又は中止された後3年間有効とする。
3 第1項の規定にかかわらず、第10条の規定については、有効期間終了後も効力を有するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意を得なければ、本契約に係る権利義務の全部又は一部を譲渡することはできない。ただし、いずれか当事者の統合等の包括承継の場合は、相手方の同意を得ることなく、当該相手方に報告することにより本契約のすべての権利義務を譲渡することができる。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し両者記名押印のうえ各一通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県つくば市大穂1番地1

(甲) 大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構
機構長 ○ ○ ○ ○

○○県○○市○○○

(乙) ○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別表1 学術指導に参加する者（第2条関係）

区分	氏名	所属部局・職名
甲		
乙		

別表2 学術指導に要する経費（第5条関係）

区分	直接経費	間接経費
乙の負担する 経費	円	円
合計		円

※金額は、消費税額及び地方消費税額を含む